

ピックアップ 市政情報

代表電話番号は、16ページに記載してあります。

農業者の総合相談窓口を 設置しました

二本松市担い手育成総合支援協議会(市、J A、認定農業者会等で組織)では、農業者の担い手支援のための相談窓口(ワンストップ支援窓口)を市農政課内に設置しました。

この窓口では、農業者の経営改善、技術指導、法人化支援、農地の利用調整等の各種相談に応じ、関係機関との連絡調整を図りながら地域農業の担い手を支援するものです。お気軽にご相談ください。

なお、週3回の相談日となりますので、事前に電話でご予約ください。

◎問い合わせ・予約先:

二本松市担い手育成総合支援協議会事務局(農政課内)
☎(55)5116

農業振興地域整備計画の 見直しを実施します

平成20年度、21年度の2か年をかけて、二本松農業振興地域整備計画(農振計画)の見直しを実施します。

農振計画の見直しに着手すると、一定期間農振区域除外等の手続きを凍結することになり、今回の見直しでは、平成21年6月から約2年間凍結する予定です。

今年度中は、これまでどおり除外等申請を受け付けますので、農家住宅の建築等やむを得ない事由により農振区域除外等を希望される場合は、お早めにご相談ください。

除外等申請受付締切

9月、平成21年1月の末日※除外等の適否を判断して手続きを進めますので、事業計画の早い段階での事前相談をお願いします。

◎問い合わせ:

農政課総合農政係
☎(55)5116
または各支所産業建設課

森林環境税による 森林づくりを進めています

大切な森林をみんなで
守り育てましょう

県では、平成18年度から県民の皆様に納めていただいた森林環境税で、森林を守り育てる様々な取り組みが行われており、当市においても、次の事業に取り組んでいます。

市民の皆様のご理解とご参加をお願いします。

森林公園「市民共生の森」整備

スカイピアあだたら南側斜面約50ヘクタールを枝打ち、間伐等の整備を進めています。遊歩道を利用し散策や森林浴、学校等の森林環境学習の場として利用することができ

小学校等森林環境学習支援

今年度は、要望のあった小学校8校に、補助指導員(もぎりや木工材料等教材費、森林関係の図書や図鑑、バス借上料等の支援を行っています。

県産間伐材利用ベンチ設置

今年度40基を公共施設に設置します。(累計109基)

森林ボランティア活動支援

森林ボランティア活動に参加されたい方は、随時受付していますので、農林課へ連絡してください。

◎問い合わせ:

農林課農地管理係
☎(55)5118

春の「緑の募金」へのご協力 ありがとうございました

4月から5月末にかけて実施した緑の募金活動の結果は次の表のとおりです。

20年度「春の募金」結果

区分	募金額(円)
家庭募金	825,204
学校募金	586,305
企業募金	867,936
街頭・募金箱等	144,334
合計	2,423,779

全額県の緑化推進委員会に納入し、その6割が市の緑化推進委員会に還元されます。この資金で次の事業を実施しています。

①市民探鳥会、植樹祭等イベントの開催

②市内小中高校に学校緑化のための助成(学校募金の8割を還元)

③市内3小学校にある「緑の少年団」の活動費助成

④その他公共施設の環境整備事業(花の種や鉢購入)

※募金は年間を通し随時受付していますので、農林課または各支所産業建設課までお越しください。

◎問い合わせ:

二本松市緑化推進委員会事務局(農林課内)
☎(55)5118

市議会7月臨時会

市議会7月臨時会は、7月23日に招集され、2日間を会期に開催されました。

この議会には、平成22年4月開校予定の東和統合小新築と大平小耐震改修に係る工事請負契約締結議案を再提案し可決されました。

そのほか、市長給与減額関連条例および一般会計補正予算等を提案し可決されました。

優良納税貯蓄組合 納税功労者を表彰

平成20年度の優良納税貯蓄組合等の表彰式が、7月24日に行われました。受賞団体および受章者は次のとおりです。
(敬称略・順不同)

納期内完納表彰

【安達地域】

- ・漆原町第2
- ・八軒町第1
- ・八軒町第3
- ・屋戸
- ・天皇館
- ・野辺第1
- ・谷地第4
- ・安達駅前
- ・油井中ノ内
- ・福岡第1
- ・福岡第2
- ・福岡第3
- ・福岡第4
- ・油井町第1
- ・大窪川原
- ・作・飯出
- ・羽黒第1
- ・羽黒第2
- ・二本柳第4



▲納期内完納表彰を受ける八軒町第1納税貯蓄組合

年度内完納表彰

【二本松地域】

- ・吉倉第4-1
- ・吉倉第4-2
- ・上川崎4区
- ・上川崎入道谷
- ・上川崎21区
- ・三合地
- ・大中地
- ・岩倉
- ・下川崎名目津
- ・戸沢12区東

【安達地域】

- ・馬出町第4
- ・漆原町第3
- ・八軒町第2
- ・八軒町第6
- ・学校前第2
- ・天月堂
- ・福岡第4
- ・福岡第5
- ・油井町第3
- ・長谷堂
- ・根岸
- ・宮下
- ・智恵子の森第3
- ・上川崎7区
- ・上川崎12区下
- ・桶沢
- ・杉ノ内
- ・東北
- ・中北

【岩代地域】

- ・つづじ山都花ノ山
- ・藤
- ・西新殿6
- ・山辺沢

【東和地域】

- ・針道小手森
- ・木幡松ケ作
- ・太田綱木
- ・太田楽内

納税功労者表彰

【安達地域】

- ・安田 博樹(漆原町第2)

【東和地域】

- ・鈴木 隆雄(八軒町第1)
- ・渡辺 雅己(八軒町第3)
- ・服部 昭一(屋戸)
- ・三津間忠夫(天皇館)
- ・渡邊 良雄(野辺第1)
- ・佐久間健治(谷地第4)
- ・伊藤 秋夫(安達駅前)
- ・佐藤 正美(油井中ノ内)
- ・佐久間建男(福岡第1)
- ・安齋 徳良(福岡第2)
- ・安齋 廣二(油井町第1)
- ・齋藤 孝雄(大窪川原)
- ・安齋 俊男(作・飯出)
- ・高野 藤夫(羽黒第1)
- ・服部 誠一(羽黒第2)
- ・安齋 誠一(羽黒第2)
- ・吉田伊佐緒(二本柳第4)
- ・黒森 巖(吉倉第4-1)
- ・菊地 正雄(吉倉第4-2)
- ・咲田 浩次(上川崎4区)
- ・大内 善作(上川崎入道谷)
- ・佐藤 彦勝(上川崎21区)
- ・朝倉 義行(三合地)
- ・野地 昭一(大中地)
- ・遠藤 久俊(岩倉)
- ・金澤 美季(下川崎名目津)

【岩代地域】

- ・伊東 誠吉(山下)

【東和地域】

- ・菅原 孝勝(太田布4)
- ・石井 道博(戸沢12区東)

新しい晨

市長からの手紙

三保忠一

今年も暑い夏がやってまいりました。

二本松少年隊が西軍と戦ったのは、慶応四年七月二十九日であります。今年で百四十年目を迎えました。

丹羽家十八代当主・丹羽長聰様にご臨席を賜り、多くの市民の皆様のご参加を頂き「二本松少年隊一四〇年顕彰事業」を盛大に開催することができました。感謝と御礼を申し上げます。

二本松少年隊は、藩校「敬学館」で儒教を学び、「敬天愛人」の思想で戊辰戦争において崇高な志と魂を持って愛する郷土、そして家族を守るため、身を挺して士道、大義に殉じ、十二才から十七歳の六十二名が壮絶な戦いの末、十六名が近代国家日本の黎明を見ずに若い命を花と散らせました。

「風に散る露の我が身はいとはねど 心にかかる君が行く末」丹羽一学

二本松少年隊の心、二本松の歴史と文化を大切に、これからの時代が、二本松市にとって明るい希望に満ちたものになりますように。現代に生きる市民の皆さん一人ひとりが実りある素晴らしい人生を歩めますように。そして人類が等しく穏やかで豊かに暮らしていける世界になりますように。心から祈念するとともに、その実現のために一身を捧げてまいります。

市民の皆様には、二本松少年隊の顕彰に、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

秋の全国交通安全運動

9月21日～30日



高齢者の交通事故防止を運動の基本として、秋の全国交通安全運動が実施されます。

これからの時期は、次第に日没の時間が早まってきます。自動車は早めの点灯を、歩行者・自転車等は反射材の活用を心がけましょう。

運動の重点

▽全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

▽夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

シートベルト着用は

後部座席も義務化に

道路交通法の改正により、後部座席のシートベルトの着用が、運転席・助手席同様に義務化されました。

事故に遭った場合、後部座席の非着用者の致死率は、着用者の約4倍にもなります。また、後部座席乗員がシートベルト非着用で追突事故を起こした場合、前席乗員に衝突

することによって、前席乗員が頭部等に重傷を負うケースが多々あります。

後部座席同乗者がシートベルトを着用していない場合、ドライバーに対して違反点(1点)の加処分となります。(高速自動車国道および自動車専用道路が違反対象)

自転車の通行ルールを

守りましょう

現在、自転車事故が急増しています。五つの決まりである「自転車安全利用五則」を守りましょう。

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - ② 車道は左側を通行
 - ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
 - ⑤ 子どもはヘルメットを着用
- 道路交通法の改正により、

児童・幼児(13歳未満の子ども)を自転車に乗車させるとき、補助イスなどで同乗させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

飲酒運転は絶対しない!

昨年、次のとおり道路交通法の改正が行われました。

- ① 飲酒運転等に対する罰則の引き上げ(酒酔い運転の場合、5年以下の懲役または100万円以下の罰金)
- ② 酒類提供行為の禁止
- ③ 飲酒運転車両への同乗行為の禁止

飲酒運転による交通事故は、一生を台無しにします。被害者も加害者も、そして家族もみな悲しい目に遭います。飲酒運転は絶対してはいけません。

酒類を提供する

飲食店等の皆さまへ

道路交通法の改正により、飲酒運転をするおそれがある者に対して、酒類を提供したり、飲酒を勧めた場合の罰則が新たに加わっています(3年以下の懲役または50万円以下の罰金)。

(生活環境課)

税

住宅の省エネ改修で 固定資産税が 減額されます

住宅に、窓の断熱改修を含む熱損失防止改修(省エネ改修)工事をした場合、翌年度の固定資産税が減額されます。

対象となる家屋

平成20年1月1日に現存した住宅(賃貸住宅を除く)で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までに行われた改修工事。なおかつ、次の①から④までの工事のうち、①を含めた工事で、省エネ改修工事費が30万円以上のもの。

- ① 窓の断熱改修工事(必須)
- ② 床の断熱改修工事
- ③ 天井の断熱改修工事
- ④ 壁の断熱改修工事

※現行の省エネ基準に適合したもの

減額する固定資産税

要件を満たす省エネ改修工事が行われた住宅(併用住宅は居住用面積2分の1以上)について、改修工事が完了した年の翌年度1年度分の家屋の固定資産税を3分の1減額します。

※減額対象面積は1戸当たり120㎡を上限。

※適用は1戸につき1度のみ。
※新築住宅減額や耐震改修減額との併用は不可。

減額を受ける手続き

工事完了後3ヶ月以内に税務課資産税係および各支所地域振興課備え付けの減額申告書に工事明細書や写真等の必要書類を添えて、市に申告してください。

市では、工事内容を書類で確認し、必要に応じて現地確認させていただきます。

なお、期間内に申告できない場合や、申告方法などについてはお問い合わせください。

◎問い合わせ先:

税務課資産税係
☎(55)5086

お詫びと訂正

7月15日付発送の国民健康保険税納税通知書に同封した「国民健康保険税についてのお知らせ」の中で、「国税保の納め方について」の一部に掲載誤りがありました。お詫びして次のとおり訂正させていただきます。

- ① 8月(第2期)の納期限
(誤) 8月31日 → (正) 9月1日
- ② 12月(第6期)の納期限
(誤) 2月25日 → (正) 12月25日

◎問い合わせ先…税務課市民税係 ☎(55)5085

下水道

20年度下水道推進標語

「やさしさと自然を結ぶ下水道」

9月10日は

「下水道の日」



水・環境フェスティバル開催

下水道に関する知識の普及を図り、市民の理解と関心を深め、下水道への接続促進を図るため、今年も例年どおり楽しいイベント満載で実施します。

ご家族おそろいでお出かけください。

日時 9月13日(土)

午前10時～午後3時

(雨天決行)

会場 あだたら清流セン

ター(榎戸)

入場料 無料

今年度の下水道工事箇所

今年度の下水道工事箇所は次のとおりです。周辺住民の皆さんのご協力をお願いいたします。

▼二本松処理区

管渠布設：本町二丁目、若宮二丁目、成田町二丁目、大壇地内ほか約0.5km
 舗装：大壇地内ほか約1,500㎡
 マンホールポンプ設置：成田町一丁目地内1基

▼安達処理区

管渠布設：油井字松葉、大森腰、漆原地内ほか約2.2km
 舗装：油井字福岡地内ほか約5,300㎡
 マンホールポンプ設置：油井字一斗内地内1基

▼岩代処理区
 管渠布設：小浜字反町地内約1.4km
 舗装：小浜字反町地内ほか約6,400㎡
 マンホールポンプ設置：小浜字反町地内2基

利用しましょう「下水道」

下水道の効果

- ①トイレをさわやかにします
清潔で、快適なトイレが使用できるようになります。また、くみ取りの心配や浄化槽の管理といった煩わしさから解放されます。
- ②まちをきれいにします
汚水が側溝に流れ出ないことで、悪臭がなくなります。また蚊や蠅などの発生を防ぎ、伝染病の予防にも役立ちます。
- ③川をきれいにします
汚水を下水処理場できれいにし、川へ流すので水環境が改善されます。二本松の美しい自然を次の世代に残しましょう。

下水道接続は

みなさんの義務です

これらの効果は、下水道供用(下水道が利用できる)区域内の皆さんが下水道を利用することにより、初めて発揮されるものです。そのため、法律により下水道への接続が義務づけられています。

《法律のポイント》

- ①下水道への接続義務(下水道法第10条第1項)

現在、浄化槽が設置されている建物の所有者は、供用後速やかに、排水設備を設置し下水道へ接続しなければなりません。

- ②水洗便所への改造義務(下水道法第11条の3第1項)

くみ取り便所がある建物の所有者は、供用開始から3年以内に水洗便所に改造し下水道に接続しなければなりません。

- ③建物を新築、増築される方の義務(建築基準法第31条)

下水道供用区域内で、新築、

増改築される方は下水道に接続された水洗便所以外は使用できません。

排水設備工事の融資制度

をご利用ください

くみ取り便所から水洗便所への改造工事または下水道への接続工事の際、金融機関から無利子(利子は市が負担)で資金の融資を受けることができます。融資条件、融資限度額、手続き等詳しくはお問い合わせください。

◎問い合わせ：

下水道課下水道管理係

☎(55)5138

ひとみらい～男女共同参画社会への道しるべ～

未来館フェスティバル『大参画祭』に集まれ！

日程・内容

◆9月6日

- ・グランドオープン(「舞踊・二本松少年隊」二本松南小児童、「居合」岳下小児童、福島県知事あいさつ)
- ・みんなで語ろう！「21世紀の人生の歩き方」(仕事・女性の生き方・家庭・子育てなどについての楽しいトーク)

◆9月7日

- ・未来館ダンス・舞踊発表会(日舞、フラダンス)
- ・地元産食材無料大盤振る舞い(市婦人団体連合会協力)
- ・お父さんの家事コンテスト(野菜・果物皮むき大会)
- ・大人への応援講座
- ・安達東高校吹奏楽部ミニコンサート
- ・二本松でのロケ映画「あいのこころ」上映会
- ・館内オリエンテーリング(対象：小学生)

◆両日

- ・県民参加企画(パネル展示やシンポジウムをはじめ、大人も子供も楽しめる企画が目白押し！)
- ・未来館テント村(屋台や二本松市の物産の紹介)

◎会場・問い合わせ・福島県男女共生センター☎(23)8304